明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告　示〕
○沖縄振興特別措置法第二十六条の規定に基づき特定販売施設及び旅客ターミナル施設を指定する件の一部を改正する件（内閣府三八三）　一
○著作者の実名登録の件（文化庁四五）　二
○肥料を登録した件
（農林水産二七〇六～二七一三）　五
○肥料の仮登録の有効期間を更新した件（同二七一四）　三
〔人事異動〕
防衛省　三
〔公　告〕
諸事項　三
官庁
建設業の許可の取消処分関係　一七
裁判所
破産、免責関係　二〇
特殊法人等
独立行政法人都市再生機構、独立行政法人製品評価技術基盤機構計量法第百四十六条において準用する同法第六十六条の規定に基づく登録の失効、独立行政法人港湾空港技術研究所平成二十三事業年度財務諸表、東日本高速道路株式会社工事開始、西日本高速道路株式会社工事一部完了関係　四〇
地方公共団体
解散命令、行旅死亡人関係　五〇
会社その他
会社決算公告　五二

告示

○内閣府告示第三百八十三号

沖縄振興特別措置法（平成十四年法律第十四号）第二十六条の規定に基づき、平成十六年内閣府告示第二百八十八号（沖縄振興特別措置法第二十六条の規定に基づき特定販売施設及び旅客ターミナル施設を指定する件）の一部を次のように改正する。

平成二十四年十二月二十日

内閣総理大臣　野田　佳彦

一　（二）に次のように加える。

ウ　沖縄県那覇市字鏡水四〇〇番地

二　（二）に次のように加える。

ウ　那覇空港ＬＣＣターミナルの搭乗待合室のうち、別図4に示す部分

三　（二）に次のように加える。

ウ　一二・六平方メートル

別図3の次に次の図を加える。